

【ご紹介】建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）（国住指第4658号）令和2年4月1日

防火避難規定の合理化などを行った、建築基準法施行令が施行されました。下記の改正について、ご紹介します。

窓その他の開口部を有しない居室の範囲の合理化
(建築基準法第35条の3・令第111条第1項関係)

「建築基準法第35条の3」の規制対象となる窓その他の開口部を有しない居室（以下「**無窓居室**」という。）から、避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であって、当該**無窓居室**の床面積、当該**無窓居室**の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除くことができます。



令和2年国土交通省告示第249号

<https://www.mlit.go.jp/common/001339922.pdf>

主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件
(令和2年国土交通省告示第249号)

建築基準法施行令（以下「令」という。）第111条第1項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからハまでのいずれかに該当すること。
- 二 令第110条の5に規定する基準に従って**警報設備（自動火災報知設備に限る。）**を設けた建築物の居室であること。

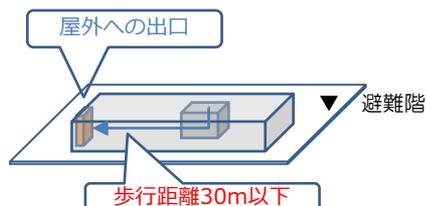
イ 床面積が**30㎡以内の居室**（寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するものを除く。以下同じ。）



床面積**30㎡以内の居室**

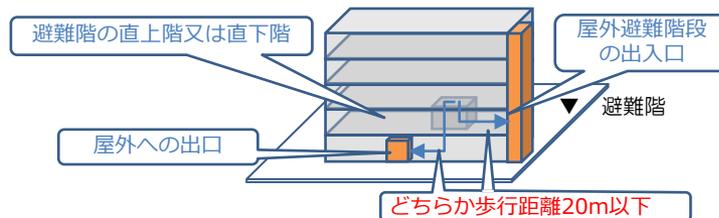
無窓居室の規模

ロ 避難階の居室で、当該居室の各部分から当該階における**屋外への出口の一に至る歩行距離が30m以下**



避難距離の制限

ハ 避難階の直上階又は直下階の居室で、当該居室の各部分から避難階における**屋外への出口又は令第百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口の一に至る歩行距離が20m以下**



【留意事項】

建築物の火災時の安全性確保の観点で法第35条の3の規制の合理化を図るものであり、採光規定（法第28条第1項及び令第19条関係）等、窓その他の開口部の面積と関係する他の規定の見直しを併せて行うものではないため、例えば、法第28条第1項に基づき居室に採光のための窓を設ける必要がある場合にあっては、従来通り採光のための窓を設ける必要がある点に留意してください。



令和2年4月1日 国住指第4658号 第1

<https://www.mlit.go.jp/common/001339938.pdf>

国土省の法改正に伴う説明会は**未定**です。

【HP更新】 建設住宅性能評価の手続きに要する書類について 【建設住宅性能】

建設住宅性能評価の現場検査の手続き前にご確認下さい。



① 変更の有無の確認

変更がある場合は、**変更申告書**の提出が必要です。



② 検査日の予約



③ 検査時に提出が必要な書類の準備

- ・3-2 工事が完了する日の通知
- ・3-3 施工状況報告書

今回、現場検査前に提出頂く**変更申告書**の様式を改訂し、HPに掲載しました。

現場検査の種別や変更申告書提出時期によって、

変更申告書の様式の使い分けが必要ですので、以下ご確認下さい。



GBRC > 確認検査・住宅性能評価等 > 住宅性能評価

https://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/jyutaku_seino/

建設住宅性能評価の一般的な手続きの流れ

ご申請

基礎工事

躯体工事

下地張り直前工事

屋根工事

竣工時

竣工まで

評価書交付

今回更新しました変更申告書は、現場検査の手続き前にご提出下さい。



HP内の更新箇所のご案内

HOME > 確認検査・住宅性能評価等 > 住宅性能評価

住宅性能評価

申請書等

建設時

番号	項目名	Word	Word (記入例)
3-1	建設住宅性能評価申請書		
3-2	工事が完了する日の通知		
3-2-2-1	変更申告書		
3-2-2-2	変更申告書(竣工時)		

変更申告書を提出するタイミングによって様式を使い分けてください。

・竣工まで

・竣工時

NEW



様式の変更を見直した項目のご案内

変更申告書 (竣工時)

性能表示事項	変更項目	変更内容報告欄
その他	面積の変更 ・敷地面積 ・建築面積 ・延べ面積	敷地面積の変更： □無 ・ □有 変更前 m ² →変更後 m ² 建築面積の変更： □無 ・ □有 変更前 m ² →変更後 m ² 延べ面積の変更： □無 ・ □有 変更前 m ² →変更後 m ² 別紙「求積図」による。
	住戸番号・住戸タイプ名の変更 住居表示の決定	変更の有無： □無 ・ □有 別紙「住戸番号・住戸タイプ名の一覧表」による。 住居表示： □
	住宅名称	変更の有無： □無 ・ □有 変更後の住宅名称： □



建設住宅性能評価書の交付前の最終段階で、変更が生じやすいが伝え忘れが多い項目を変更申告書に盛り込み、手続き漏れが生じないよう配慮しました。

【HP更新】 設計住宅性能評価申請書の記入例の様式について【設計住宅性能】



設計住宅性能評価の一般的な手続きの流れ

事前相談

図書の提出

審査・質疑

図書の修正

ご申請

評価の実施

評価書交付

今回更新しました
記入例は、申請時にご確認下さい。

設計住宅性能評価申請書の記入例の一部を更新しました。更新したのは 部分です。
設計住宅性能評価対象部分の面積の考え方を整理しております。確認申請書第三面記載の建築面積と延べ面積ではなく、**評価対象部分を記載し、評価図書に記載**下さい。



GBRC > 確認検査・住宅性能評価等 > 住宅性能評価

https://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/jyutaku_seino/

申請書等

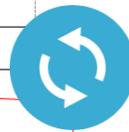
設計時

1-1	設計住宅性能評価申請書	Word	Word (記入例)
-----	-------------	------	------------

建築物に関する事項

- 【1. 地名地番】 大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番 登録簿等を確認の上、正確に記入願います。
- 【2. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
 - 都市計画区域内 市街化区域 市街化調整区域 区域区分未設定
 - 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外
- 【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし
- 【4. 敷地面積】 12345.12 m²
- 【5. 建て方】 戸建ての住宅 共同住宅等
- 【6. 建築面積】 500.12 m² 評価対象部分の面積として下さい。
- 【7. 延べ面積】 4000.12 m² 床面積求積図内に根拠の明示をお願いします。
- 【8. 住戸の数】
 - 【建物全体】 50 戸
 - 【評価対象住戸】 50 戸

【評価対象部分の面積について】
例えば、住宅棟と分離した駐輪場やゴミ置場の面積は含めないで下さい。



【お知らせ】 令和2年6月19日より新たな役員体制について

令和2年6月19日より、上谷宏二が理事長に就任し、新たな役員体制となりました。

検査の申請書等、交付者の記載にご注意下さい。

【お詫び】 記載事項の訂正について

2020.3.5に配信致しました、-建築確認審査・検査-GBRC最新情報のvol.17(臨時便)の(2/3) ページに誤記がありましたので、下記の通り、訂正させていただきます。

前ページのイで
 $\theta : 0^\circ$ (建物が平行に配置)として
 1階: $d = 3m$ 、2階: $d = 5m$
 $h_{low} : 3m$
 $S : 2.5m$
 1階: d_{flc}
 2階で算定
 $H = h_{low} + \sqrt{S^2 + (d_{flc} - d)^2}$
 $h = 3 + 5 + 5\sqrt{\{1 - (2.5/5)^2\}}$
 $= 3 + 5 + 5\sqrt{\{1 - (0.5)^2\}}$
 $= 3 + 5 + 5\sqrt{0.75}$
 $= 11.75m$ → **12.33m**
 ※: 申請図書に計算式の明示が必要です。

今後も何卒宜しくお願い致します。

【編集後記】 緊急事態宣言の解除から1ヶ月以上経過しました。当法人では9月まで時間差通勤を実施しており、当課でも時間差通勤を利用している職員が数名おりますが、検査等は通常通り実施しております。
 今回のメルマガでは、設計者様の関心が高いと感じる無窓居室に関する技術的助言の紹介や住宅性能に関してHPに掲載している様式の更新内容についてご説明いたしました。ご確認頂ければ幸いです。
 新型コロナウイルスの影響や大雨・台風等、懸念事項が尽きませんが、どうぞご安全にお過ごしください。

発行者: 一般財団法人 日本建築総合試験所
 建築確認評価センター 建築確認検査課
 担当: 城ヶ原・中川・中尾
 TEL: 06(6966)7565 FAX: 06(6966)7680
 E-mail: kakunin@gbrc.or.jp